

高知市子育て世帯生活支援特別給付金 申請必要書類のチェックシート

※ご注意ください※

申請書等への記入漏れや、必要書類が揃っていない場合等は、給付金の振込みができませんので、申請の前に以下の必要書類が揃っているか、記入漏れがないかどうか等必ずご確認ください。令和6年2月29日（木）までにご提出ください。

1 申請書（請求書）

2 本人確認書類の写し

（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等）

3 受取口座を確認できる書類の写し

（例：通帳、キャッシュカード等）

4 申請者と児童との関係性を確認できる書類

※下記の児童との関係性・監護状況に応じて、必要な書類を提出してください。

ただし、児童手当の現況届の際に提出済みの方で、内容に変更がない場合は必要ありません。

※状況により、下記以外の資料の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

関係性①～④		監護状況	必要書類
①	父母	児童と同居し、かつ生計を同じくしている場合	特になし
		児童と一時的に別居しているが、監護し、かつ生計を同じくしている場合	・対象児童を養育している旨の申立書（「監護・生計同一関係申立書」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。）
		留学により海外に居住する児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合	・対象児童を養育している旨の申立書（「監護・生計同一関係申立書」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。） ・在学証明書等留学の事実がわかる書類（ただし、外国語で記載されている場合は、翻訳書を添付）
②	未成年後見人	対象児童の未成年後見人となっている場合	・未成年後見人である旨や、対象児童の実親の状況（氏名、存否及び住所）に関する申立書（「子育て世帯生活支援特別給付金の受給資格に係る申立書（未成年後見人）」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。） ・対象児童の戸籍抄本（個人事項証明）
③	その他養育者	何らかの理由で父母ではなく養育者が監護し、かつ生計を維持している場合	・対象児童を養育している旨や、対象児童の実親の状況（氏名、存否及び住所）に関する申立書（「監護・生計維持関係申立書」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。）
④	里親	対象児童の里親となっている場合	・対象児童が委託されていることを証明する資料

◆ 所得要件が「家計急変」に該当する方は、以下の5・6の書類も追加が必要です。

5 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】

6 本人及び配偶者等の収入額がわかるもの（※各個人の分が必要です。）

（例：給与明細、帳簿、年金振込通知書等）

※令和5年1月以降で、食費等の物価高騰の影響を受けて収入が減少した月の任意の1か月分

※収入額でなく、所得額で条件を満たす方で、事業収入又は不動産収入にかかる経費がある場合は、経費の金額が分かる書類（帳簿等）もあわせてご提出ください。

▶ 申請受付窓口（申請書類の送り先）

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 本庁舎3階 子育て給付課

（電話番号：088-823-9447 / 受付時間：平日8時30分～17時15分）